

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	1
議案の送付について	3
追加議案の送付について	4
組合議会運営予定表	5
議事日程	6
会議に付した事件	7
出席・欠席議員	7
出席した説明員	7
出席した事務局職員	7

第1号（2月20日）

開会宣言	8
日程第1 議席の指定	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 議案第5号～議案第17号一括上程	8
日程第5 議案質疑及び一般質問	12
日程第6 議案第18号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について	34
閉会宣言	35
会議録署名議員	35
発言通告一覧表	36

津資組第 779 号
平成27年2月13日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第8号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第8号

平成27年2月13日

平成27年2月20日（金曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 784 号
平成27年2月13日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第7号 平成27年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
- 議案第8号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）
- 議案第9号 津山圏域資源循環施設組合職員の再任用に関する条例
- 議案第10号 津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例
- 議案第11号 津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例
- 議案第12号 津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例
- 議案第13号 津山圏域資源循環施設組合手数料条例
- 議案第14号 津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例
- 議案第15号 津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 岡山県市町村総合事務組合への加入について
- 議案第17号 工事請負変更契約について

津資組第 843 号
平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第18号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

平成 27 年 2 月 20 日

2 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2 月 20 日	金	全員協議会（午前 9 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程等について （2）議会運営について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）平成 27 年 2 月組合議会定例会提出議案について （3）規則及び要綱の制定について （4）その他 ・ 次第 5 その他	
		本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 議席の指定 ・ 日程第 2 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 3 会期の決定 ・ 日程第 4 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 5 議案質疑及び一般質問 採決 ・ 日程第 6 追加議案上程 管理者の提案理由の説明 採決 閉会	

平成27年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成27年2月20日(金) 午前10時30分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第7号 平成27年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
議案第8号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算
(第3次)
議案第9号 津山圏域資源循環施設組合職員の再任用に関する条例
議案第10号 津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例
議案第11号 津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例
議案第12号 津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例
議案第13号 津山圏域資源循環施設組合手数料条例
議案第14号 津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例
議案第15号 津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号 岡山市町村総合事務組合への加入について
議案第17号 工事請負変更契約について
- 日程第 5 議案質疑及び一般質問
採決
- 日程第 6 議案第18号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	議席の指定
第 2	会議録署名議員の指名
第 3	会期の決定
第 4	議案第 7 号～議案第 17 号一括上程
第 5	議案質疑及び一般質問
第 6	津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋 久 憲 司	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	岡 安 謙 典	〃		10	藤 田 多喜夫	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		11	國 政 敏 明	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	和 田 忠 治	〃	
5	津 本 辰 己	〃		13	小 阪 四 郎	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	貝阿彌 幸 善	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	事 務 局 長	上 田 輝 昭
副管理者	山 崎 親 男	事 務 局 次 長	平 井 清 治
〃	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	笠 木 義 孝	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	施 設 課 参 事	永 禮 治
〃	大 下 順 正	総 務 課 主 幹	加 藤 俊 文

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課参事	津 高 宏 充	施設課主幹	松 原 寿 治
総務課主査	金 田 真由美	施設課主査	松 本 博 巳
総務課主査	押 目 雄 一	施設課主査	松 岡 誠 志
総務課主査	山 田 英 敏	総務課主任	家 元 裕 一

会議場所 津山市役所 議場

平成 27 年度津山圏域資源循環施設組合 2 月定例会

午前 10 時 45 開会

●議長（西野修平氏）

ご着席を願います。

本日、平成 27 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様でございます。ただいまの出席議員は 16 名であります。全員でございます。定足数に達しておりますので、これより、平成 27 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開会いたします。

日程第 1 議席の指定

●議長（西野修平氏）

それでは日程第 1、「議席の指定」を行います。

ただ今、ご着席の議席を会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議席として指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、3 番 近藤吉一郎議員、16 番 三船勝之議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 議案第 7 号～議案第 17 号一括上程

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 4 に入り、議案第 7 号「平成 27 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」から議案第 17 号「工事請負変更契約について」までの 11 議案を一括上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

皆様、おはようございます。本日、ここに、津山資源循環施設組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議案第7号「平成27年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、32億3,636万8千円としております。

歳出について、クリーンセンター建設費、最終処分場建設費及び管理棟建設費、工事の施工監理業務などの経費、また、平成27年度からは新施設の管理運営経費などを計上いたしております。一方、歳入ではその財源として、構成市町からの分担金、国庫支出金、組合債などを計上いたしております。

第2条では、リサイクルプラザ管理運営業務等委託の債務負担行為を計上いたしております。

第3条では、事業の財源として借り入れる地方債の限度額を18億1,450万円と定めております。

第4条では、一時借入金の限度額を32億円と定めております。

次に、議案第8号「平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）」についてご説明申し上げます。

平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第3次）は、事業内容の確定見込み等に伴う所要の補正を行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,500万4千円を追加し、総額を77億852万円とするものであります。また、併せて事業等の進捗状況により、繰越明許費として43億5,100万円を計上いたしております。

以上、平成27年度予算及び平成26年度補正予算の概要につきまして総括的な説明とさせていただきます。

次に、議案第9号「津山圏域資源循環施設組合職員の再任用に関する条例」、議案第10号「津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例」、議案第11号「津山圏域資源循環施設組合職員の給与に関する条例」、議案第12号「津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例」の4議案につきましては、組合で雇用する職員に必要な条例を整備するものでございます。

次に、議案第13号「津山圏域資源循環施設組合手数料条例」につきましては、組合事務に係る手数料の徴収に関し、定める事項が生じたため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号「津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例」につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、施設等の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第15号「津山圏域資源循環施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部

を改正する条例」につきましては、組合で雇用する職員に必要となるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 16 号「岡山市町村総合事務組合への加入について」でございますが、組合で雇用する職員に対する退職手当及び福利厚生に関する事務を共同処理するため、岡山市町村総合事務組合に加入するものでございます。

次に、議案第 17 号「工事請負変更契約について」についてご説明申し上げます。本案は、津山圏域クリーンセンターの施設建設工事について工事請負契約に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、議案第 7 号及び議案第 8 号につきましては、後ほど、大下副管理者より説明をいたしますけれども、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

△副管理者(大下順正氏)

議長。

●議長(西野修平氏)

はい、大下副管理者。

△副管理者(大下順正氏)[登壇]

それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号につきまして補足説明を申し上げます。

まず最初に、議案第 7 号につきましてご説明をいたしますので、予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思っております。

平成 27 年度の歳入歳出予算総額は、32 億 3,636 万 8 千円でございます。前年度と比較いたしまして、43 億 5,714 万 8 千円の減額となっております。

これは、平成 27 年度の施設の稼働にあたりまして、新たに発生いたします施設の管理運営費を計上いたしましたが、その一方で、主な施設の建設が最終年度となりまして、施設の建設費が大幅に減額となったことが主な要因でございます。

次に、4 ページの債務負担についてでございますが、リサイクルプラザの管理運営業務等の委託につきまして、平成 30 年度までのリサイクルプラザに係る管理運営業務の委託に要する経費を限度額とした債務負担行為を計上いたしております。

次に、5 ページの地方債につきましては、一般廃棄物の処理事業費 17 億 9,580 万円、還元施設の施設事業費 1,870 万円、合計 18 億 1,450 万円を借入限度額といたしております。

次に、10 ページの歳出予算を費目別に説明いたします。

10 款、10 項、10 目「議会費」165 万 7 千円につきましては、組合議会に係る議員 16 名の費用弁償を計上いたしております。

次に、15 款、10 項、10 目「一般管理費」では 1 億 5,802 万 9 千円の計上を行っております。主な内訳といたしましては、嘱託職員 2 名に係る人件費、それから、派遣職員に係る職員人件費の負担金など、組合事務局に係る事務費等でございます。

次に、12 ページの、15 款、60 項、10 目「監査委員費」では、監査委員 2 名の費用弁償

など 52 万 2 千円の計上を行っております。

続いて、25 款、20 項、10 目、「管理棟管理費」は、光熱水費など 706 万円を計上いたしております。次に 12 目「熱回収・リサイクル施設管理費」の主なものは、次のページの 13 節委託料の、熱回収・リサイクル施設の管理等の委託料、焼却残渣のセメント原料化事業の委託料など、2 億 574 万 4 千円を計上いたしております。

15 目「最終処分場管理費」は、水質検査に係る手数料など、717 万 5 千円を計上いたしております。

続いて、15 ページの 20 目「施設建設費」では、27 億 4,584 万 7 千円の計上を行ってまいりまして、主な内容といたしましては、13 節の「委託料」では、津山圏域クリーンセンター施設建設の運営事業の施工監理・事後評価等の業務委託 5,040 万円、還元施設の設計業務委託 2,500 万円など、11 事業につきまして計上いたしております。

次のページの 15 節「工事請負費」では、熱回収・リサイクルセンターの建設費 9 億 2,756 万 2 千円、最終処分場の建設費 8 億 510 万円など 10 事業を計上いたしております。

続きまして、65 款、10 項、10 目「元金」では、組合債の償還金元金 3,975 万円、また、15 目「利子」では、組合債の償還金の利子、及び一時借入金の利子 6,058 万 4 千円を計上いたしております。

80 款、10 項、10 目「予備費」につきましては、1,000 万円を計上いたしております。

次に、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。7 ページをお開きいただきたいと思っております。

45 款、10 項、10 目分担金では、8 億 6,243 万 2 千円を計上いたしております。

次に、50 款、10 項、20 目「衛生使用料」では、行政財産の使用料 2 万 9 千円を計上いたしております。

次に 20 項、20 目「衛生手数料」は新設科目でございます。持ち込み処理に係る一般ごみ、家庭ごみの処理手数料で、465 万 2 千円を計上いたしております。

次の 55 款、20 項、15 目「衛生費国庫補助金」では、循環型社会形成推進交付金 5 億 175 万 5 千円を計上いたしております。80 款、10 項、10 目「繰越金」では、5,000 万円を計上いたしております。85 款、20 項、10 目「預金利子」では 1 万 2 千円を計上いたしております。50 項、15 目「雑入」298 万 8 千円につきましては、有価物の販売収入等でございます。

90 款、10 項、25 目「衛生費」では、一般廃棄物事業債及び還元施設整備事業債等で 18 億 1,450 万円を計上いたしております。

以上で、議案第 7 号の補足説明を終わりました。続きまして、議案第 8 号につきましての補足説明を申し上げますので、補正予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 26 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 3 次）は、歳入歳出、それぞれ 1 億 1,500 万 4 千円を追加いたしまして、総額を 77 億 852 万円とするものでございます。

次に、3 ページの繰越明許費についてでございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、津山圏域クリーンセンター建設事業について、繰越限度

額を43億5,100万円といたしております。

次に、4ページの地方債についてでございますが、一般廃棄物の処理事業費の組合債につきましては、200万円を減額し、借入限度額を、40億8,980万円とするものでございます。次に、7ページの歳出予算につきましてご説明をいたします。

15款、10項、10目「一般管理費」では、935万5千円を増額するものでございまして、1節「報酬」では、情報公開・個人情報保護審査会の開催の実績見込みによりまして、委員の報酬35万5千円を増額するものでございます。

19節「負担金補助及び交付金」では、本年度から派遣職員1名増員によりまして、職員の人件費の負担金900万円を増額するものでございます。

続きまして、25款、20項、20目「施設建設費」では、工業用水の配水管ほか布設工事費の実績見込みによりまして、2,827万2千円を減額するものでございます。

次のページの、80款、10項、10目「予備費」は、1億3,392万1千円を増額を行っております。

続いて、歳入予算につきましてご説明いたします。6ページをお開きいただきたいと思います。

55款、20項、15目「衛生費国庫補助金」では、循環型社会形成推進交付金の内示額の確定に伴いまして、3,787万円を減額をいたしております。

80款、10項、10目「繰越金」では、前年度の繰越金の1億5,487万4千円を増額いたしております。90款、10項、25目「衛生費」では、一般廃棄物処理事業債200万円を事業内容の実績見込みに伴いまして減額をいたしております。

以上、議案第8号についての補足説明とさせていただきます。

●議長(西野修平氏)

提案理由の説明は終わりました。

日程第5 議案質疑及び一般質問

●議長(西野修平氏)

これより、日程第5に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

△4番(末永弘之氏)

4番。

●議長(西野修平氏)

4番、末永弘之君、登壇

△4番(末永弘之氏) [登壇]

通告に基づいて質問をします。今回は、資源組合で言いますと、平成20年11月22日に、第1回の津山・英田圏域衛生施設準備組合議会が招集され7年です。津山市議の任期でいますと最後になります。私自身にとっては、44年の節目の議会です。色々の思いを持っていまして、今回は「総括質問」といたします。

圏域全体の皆さんには、直接関係無い話ですけれども、ごみ処理施設の建設予定地は、昭和 63 年から平成 7 年まで津山市綾部地域へ、そして平成 7 年から 10 年までが田邑・一宮地域へ、平成 10 年から平成 12 年に南横山地域へと変化します。この、南横山地域から、「広域処理」という位置づけになってきます。その後、平成 12 年に、高尾地域へと移りまして、再び綾部地域が浮かび上がってきたのが、平成 14 年でした。平成 18 年の桑山市長誕生までが 2 回目の綾部地域という事になります。この間、1 回目の「綾部地域」「田邑地域」と 2 回目の「綾部地域」に、反対運動として関わってきました。高尾地域は、比較的無関係という立場でした。そして、南横山は、色んな経過があって、私が「推薦した地域」でした。このような、経過から、反対運動の専門官のような「いわれのない言い方」もされましたが、間違いなく、南横山は、私が「推薦して検討してもらった地域」なんです。決して、何でも反対してきたわけでもありません。

現在の、領家地域と、初期の段階では、「地域に反対という意見がない」という事態の中で、「賛成する」という立場を持っていました。しかし、私たちの知らないところで「反対住民」が生まれ、鏡野町側は、反対の署名などが取られ、鏡野町独自の当初から地域ぐるみで反対がありましたが、「日本共産党議員には相談してはならない」と、きついお達しのようなものが出され、内々で反対の声が上がっていたのは、後々に私が知りえたことでした。このような経過の中で、私の関わり合いでは、この間 20 年の経過があったという事です。

そして、言うまでもなく、宮地管理者になったのが平成 22 年 3 月でした。その前、4 年間は桑山管理者の時代です。資源循環施設組合という点で言いますと、組合設立が平成 21 年 4 月 1 日だったと思いますから、正式な組合になってからの管理者は、わずか 11 カ月と少し、1 年足らずです。正式な組合になるまでは、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会でした。もちろんこの時期は、協議会に対応する議会などは存在しないで、当局の管理者のみで色んな事が運ばれてきました。桑山市長、ブロック協議会会長は、平成 18 年 3 月 19 日に会長とされましたが、それまでは、中尾市長が、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会の会長でした。ブロック協議会は、平成 10 年 12 月 24 日に設立され、中尾さんの時代は、「津山市綾部地域」に 2 度目の予定地となりますが「広域ごみ処理センターを建設する」と決めていました。広域行政とは関係なく、中尾さんは、アルネビル建設問題で市民のリコール運動で退陣を余儀なくされ失職、これに代わって、桑山さんが市長になり一つの期待感をもたれました。

しかし、結果は、政治手法が、大きく疑われるという事となって、市長当選の「最大の課題であったアルネ問題の解決は全然なしで、税の投入を止められなかった」など、ことごとく、市民の期待を裏切り続けてきたと言わなくてはなりません。その政治手法の一つとして、浮かび上がってきたのが、いわゆる「公募方式で建設予定地を決める。」という手法でした。この手法には、幾つかの問題点というか弱点が当初から指摘されていましたが、何よりも、明確に綾部を断念するという決定的な結論を見ることなく、なしくずし的に「公

募」という大義名分の影に隠してしまいました。そして、多くの問題点が後日、明らかになってきますが、適地選定委員会という形式的な検討団体の議を経て、領家に予定地を決めてしまいました。

しかし、領家の建設予定地には、産廃・土壌汚染・公募の書類間違い・市長選挙直前に土地買収をして、いわゆる「食い逃げ」現象まで起こしました。そして、対話の「た」の字も無かった政治でした。領家の人たちが起こしていた「廃棄物施設建設差止訴訟」の取り下げも、もし現場にブルが入ったら、ブルの前に座り込むとまで言われていた人たちの心を見捨てて話し合いを「拒否」した桑山時代でした。こうした政治の在り方が、もし、継続していたら、はたして領家での事業推進が「うまくいっていた」のかと思えば、それ程恐ろしい感じが一層し、私が悪く言われる時代が続いていたかもしれません。当時の副管理者の皆さんや幹部職員との対話の中で、「この人が管理者を続ける限り、工事の実施は無理と思える」と嘆いたことがあります。そんなことを今、思い出します。

中尾市長へのリコール、そして、桑山さんの政治手法の間違いさへの厳しいやりとりが、津山市議会では、毎議会休憩して議会議場が空転し、特別委員会まで設置され政治のありかたが大きく問われた。この様子は、宮地さんが一市民として、いつも議会傍聴に来て見ていた通りです。こうした経過が弓引きとなって、私、末永が、2代続けて市長の首を据え変えたというありがたくない汚名まで飛び通うようになってきました。市長選挙、私が議員になって40年、一票入れた人が初めて市長に当選した。これが、宮地さんです。市長に当選、組合の管理者になったわけです。

そこで、管理者にお尋ねしますが、この間の「ありがた」を今振り返ってどう思われますか。特に、選挙直前に土地を購入した前任者の政治手法などについて管理者の見解をお尋ねいたします。

そして、宮地市長として、「領家決定までの検証」を行い、田口理事という人の知恵も含めて、いくつかの「領家地域への総括」を行い、これを、組合としては、後追いで承認をするとしました。私達から見ても検証の結果論が全て満足いくものではありませんでしたが、それなりに評価はできるものはありました。

検証の結果として、「土地を新しく買い替えは困難、土地を購入されている現実から、領家でやる以外にない」と、新たな決意に宮地管理者が立つ。その経過の中で、「再考を求める住民の会」と私、末永、選挙で応援してもらった経過などなど、苦渋の選択ではありましたが、私たちの側も、今、初めて公にすることですけれども、「可能な限り、住民の会の意向に沿った施設づくり」などの話し合いがしばらく続き、反対ののろしは下げないが、「領家で、宮地がやるという事ではやむを得ない。」と、この立場が生まれたのがこの頃です。これらも日常会話のことですけれども、当時の議会関係者が、私に「本当に宮地の検証でやれるのか。これからどうなるのか。」と真剣に問いかけられました。対話がありました。「もうすぐ宮地が決断をする。色々困難はあっても、やるという方針が出るだろう。」と、話したことも思い出します。こうした経過で、工事に着手し今日を迎えたわけです。こう

した経過について、宮地管理者、どう理解されますか。二つ目でお尋ねいたします。

そして、今議会に提案されています議案7号「平成27年度当初予算」、議案9号の組合職員の再任用の問題など、いくつかの課題で、事務局長、次長などに質問いたします。12月の稼働時期を一つの目安として本格的な処理姿勢となっていくわけです。組合事務所も、現在の久米支所内から、現地、領家地内の管理棟に入っていく、こういう事になると思いますが、さて、局長、平成27年12月稼働は間違いないのでしょうか。お答えください。平井次長にお尋ねしますが、12月稼働後に「残る」と言われる、最終的な「周辺整備事業」「景観整備事業」、12月までに行われる「造成事業」などどうなりますか。達成率などを教えてください。河島次長にお尋ねしますが、熱回収施設と管理棟などの現在の到達度と今後の見通しを教えてください。ここが正式に12月までに、概ね「工事が終わる」という事にならないと稼働は無理。こういうことになってきます。そして、甲田次長にお尋ねしますが、来年度、特に、新しい管理棟に入る時期と人事の体制を、現在の「資源組合」、「津山市環境事業所」と「東部」と「西部」の組合、これらの職員との関係をどう整理するか教えてください。

そして、「気になる課題」、管理者に再び質問致しますけれども、今議会、提案の当初予算、いくつかの条例の制定と関わりますが、さて、ごみの搬入業者のことです。議案14号などとの関連もありますが、まあざっくりばらんに言えば、細かく見れば作れないという条項があるんですけども、いくつかの箇所では、管理者の判断、特別に認めた者という条項が2つくらい出てくるわけです。これらのあたりで誤解が生じかねません。どうされますか。お答えください。

次に、大下副管理者にお尋ねいたします。あわせて、全ての副管理者にお聞きしますが、前回は質問しました。福井の敦賀市から、「津山圏域東部衛生施設組合」が訴えられた事件です。先日、福井地方裁判所で公判があって傍聴に行きました。敦賀市内にあるキンキクリーン株式会社の廃棄物処分場跡地も見てきました。「ごみの焼却のみ引き継ぐと。あとは引き継がない。」とこういう答弁が先にあったところですが、さて、やっぱり、本当に関係がないことで、事が収まるのかどうか。ここをもういっぺん気になることとしてお尋ねいたします。

大下副管理者に、「被告・東部組合」が、やがて解散してしまえば無くなる訳です。さて、本当に、裁判上だけですが、「解散」して逃げるという表現は良くありませんが、無事に解散できますか。どこにその保証があるか教えてください。そして、「解散の手続き」と言う点では、東部組合だけでなく、西部組合も、津山の事業所も当然そうなる運命になると思いますが、そこで、各町から出ておられる副管理者にお尋ねします。津山市と奈義町と勝央町の首長としての副管理者、その手続きにやがて入るだろうと思いますが、いやが上にも、この敦賀市から訴えられた事件、解散議案の提出などと複雑に絡んできます。微妙に立場が違うとも言われますが、奈義町の場合は、東部組合では管理者になっておられるわけです。選挙が終わってすぐここで答弁ということは、なかなか難しいかもしれま

せんから、あえて勝央町の解散手続きと東部組合との解散手続きをどう考えられているかをお尋ねします。そして、西部組合としては、鏡野町と美咲町が関係するわけですが、すみません。それぞれの町での手続き、鏡野町側、美咲町側の副管理者にどう手続きを執られますか、お尋ねして登壇での質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい。宮地管理者。登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

末永議員の質問にお答えを致したいと思います。その前に、実は、私は、平成7年当時に田邑・一宮に建設予定地がありました時に、職員としてクリーンセンター建設事務室に勤務をしておったところでございます。その時に、ごみの、クリーンセンターの進め方、これらについては、いろんな、私は、市長のこの態度を見ておりましてね、いろんな思いがしたところがございます。結論から言いますと、やはり、クリーンセンターは迷惑施設だと。そういう中では、市長が率先をして地元の住民の方と、真摯に膝を交えて話しをする。このことが一番重要であると、このように認識をいたしておったところでございます。ちょっと前段に申し上げたんですけれども、実は私が、管理者に就任するまでの間の「ありかた」を今、振り返ってどう思うか。特に、選挙直前に土地を購入した前任者の「政治手法」などについてのお尋ねでございます。

私は、平成22年の市長選挙におきまして、新クリーンセンター事業の進め方、手法がおかしい、率直に想いがございまして、そのことを市民の皆さま方に訴えてまいったところでございます。その結果、当選をさせていただいたと、このように認識をいたしております。それ以降、私の政治信条であります「住民との対話」に努めまして、領家地域の皆様をはじめ、建設予定地の再考を求める住民の会の皆様とも何度もお話をさせていただいたところでございます。

そのことによりまして、一定と言いますか、これは非常に私も心に何んとはなしに引っ掛かっておるんですけれども、一定のご理解をいただいたと。こういうことございまして、事業に着手をし、今日に至ったと、このように思っておるところでございます。

また、新クリーンセンターの建設用地の購入につきましては、私自身が、市長選挙に立候補する際に、報道関係者の皆さま方に、この土地の取得についてはどのように考えておられるのかと、このような質問がありました時に、まあ近々選挙があるのだから、その選挙で審判を受けた方がですね、当然そういったことについては考えるべきだと、このことをはっきり申したところがございます。しかしながら、その2日後にですね、土地が購入されたということでございまして、今から考えてみますとね、やはり、市長選挙において、土地は取得したと、こういったことをね、はっきり市民の皆さまに訴えたかったのかなどこのように思っておるところでございますけれども、当時、非常に私は残念な思いがした

と、こういうことでございます。

それから、検証をもとに事業の見直しを行い、工事に着手、今日を迎えたわけであるが、こうした経過について、どう理解し、考えているかというお尋ねでございます。

私が管理者に就任しましたときの新クリーンセンター建設事業については、先ほど申し上げましたように、土地の購入はなされておりましたけれども、密約と批判された覚書の見直し、係属中の金員支出差止等請求訴訟、再考を求める住民の会との調整など、解決を図らなければならない課題が山積をいたしておりました。計画どおり進められる状況ではございませんでした。

そのために、私は、津山市長として、解決すべき課題を明らかにすべく、これまでの事業の進め方について、7項目に渡る検証を行い、公募申請の誤りなど、これまでの取り組みについての問題点を明らかにしたところでございます。その結果、十分反省しなければならないということがわかりまして、今後の取り組みについて改めるべきについては改める。必要な修正を行いながら、領家地区での円滑な事業推進を図るべきだと、このように判断をいたしたところでございます。

以降、私は、組合管理者会に了解をいただきながら、検証結果をもとに、町内会などの関係者と話し合い、再考を求める「住民の会」の皆さんや、あるいはまた議会関係者とも何回も話し合いを行いまして、話し合いを通じていただきました意見を可能な限り取り入れられました。施設規模、あるいはまた、覚書の見直しを行うとともに時代ニーズとして求められる新エネルギーの活用に取り組むなど、関係者のご理解を得るように努めてまいったつもりでございます。

現在、平成27年12月の施設稼働に向けて建設工事が進んでおりますのも、当時、山積していた課題の解決に努めるなど、私なりに本事業へ真摯に取り組んだ結果であると、このようにも確信をいたしておるところでございます。また、課題が山積していた当時の状況下、急務であるというだけで、事業を進めることは、返って事業の中断、遅延の可能性を含んでおり、施設の建設及び運営を円滑に進めていくために、地域の皆様方のご理解をいただくことに努めた期間は、本事業を進めるために必要な時間だったとも考えておるところでございます。一言で言いますと、「急がば回れ」と言いますか、そういった思いがしたところでございます。

次に、議案第14号でございます。廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例第5条に規定をいたします「センターを利用できる者」並びに第8条に規定いたします「搬入車両の登録」の解釈についてのお尋ねでございます。

委託業者並びに許可業者は、第5条第2号に「法第6条の2第2項の規定により関係市町が委託した者」及び同条第3号に「法第7条の規定により関係市町が一般廃棄物の収集運搬業を許可した者」と明確に定められておまして、同条第6号の「その他管理者が適当であると認められた者」として認められることはございません。同条第6号の規定は、災害等の緊急時を想定した項目でございます。第8条は、組合の業務を円滑に行うことを目的

に搬入車両が登録を想定したものでございまして、業者からの登録の申請により管理者が承認をいたしますが、委託業者並びに許可業者につきましては、第5条同様に第8条第1号で第5条第1号から第3号までの者と明確に定められておりまして、同条第2号の「その他管理者が必要と認められた者」として認められることはございません。以上でございます。

△副管理者（大下順正氏）

敦賀市に訴えられた「被告・東部組合」が無事に解散できる保証があるのか。こういったお尋ねでございます。

組合の解散につきましては、各構成市町の議会の議決は当然必要になってきます。このため、訴訟等の事由によりまして、構成市町の一つでも議会の議決が得られない場合につきましては解散はできなくなる、こういうことも十分懸念されるわけでございます。以上でございます。

△副管理者（水嶋淳治氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

東部衛生の副管理者もしております勝央町の水嶋でございます。末永議員の東部組合の解散について、勝央町での解散決議と組合での解散手続き等をどのように考えているのかというお尋ねでございますが、解散議案の議会提出に際しましては、敦賀市訴訟の事務をどこが、どのような形で引き継ぐのかが明らかにしておく必要があるかと考えております。訴訟事務の引き継ぎにつきましては、今後、当然、構成市町で協議していくこととなりますが、訴訟に際しましては、真摯な対応をしたいと、そのように考えておるところでございます。以上です。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

西部衛生組合の解散についてのお尋ねであります。当町での解散決議と組合での解散手続きをどのように執り行うかというふうなお尋ねであります。

組合の解散手続きといたしましては、各市町の議会議決を要することとなっております、そういうことから、組合におきましては解散計画を作成をいたしまして、鏡野町、本町の議会におきまして解散計画の承認を得てまいりたいとこのように思います。以上です。

●議長（西野修平氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

失礼をいたします。西部組合の解散につきまして、美咲町での解散決議と組合での解散手続きをどのように執っていくのかというお尋ねでございます。

この件につきましては、先ほど、鏡野町さんが申されましたように、組合において作成されました解散計画をもとにですね、本町の議会におきまして承認を得てまいりたいところのように思っております。以上でございます。

△事務局（上田事務局長）

議長。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

平成 27 年 12 月稼働は、間違いなくできると確信をもって言えるかというお尋ねでございます。

現在、本体施設であります熱回収施設・リサイクル施設建設工事、最終処分場建築工事、リサイクルプラザを併設いたします管理棟建築工事等を鋭意進めております。

厳しい工事工程ではありますが、本年 12 月の施設稼働に向け、ほぼ予定どおりの工事進捗となっております。工事は一部外構は残りますが、本体施設、最終処分場、管理棟の建屋も完成する計画で進めており、目標どおり本年 12 月稼働は可能であると考えております。以上です。

△事務局（平井事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

平井事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

12 月稼働後に「残る」と言われる、最終的な「周辺整備事業」「修景整備事業」と、12 月までに行われる「敷地造成事業」などに関係するものとの区分、現在の達成率は、とのお尋ねですが、組合が行う敷地などの整備事業は、道路、上下水道などを含む敷地造成事業、植栽などの敷地景観の美化を行う修景整備事業、調整池下流の水路整備、調整池を管理するための管理用道路などを整備する周辺整備事業などに分けることができます。

このうち、施設の稼働に欠かせない敷地造成事業は、12 月までに整備する計画ですが、修景整備、周辺整備事業については、平成 27 年度末を目指して整備をする計画でございます。平成 26 年度末の達成率は、敷地造成事業約 87%、修景整備事業約 45%、周辺整備事業約 65%を見込んでおります。以上でございます。

△事務局（河島事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

熱回収施設と管理棟などの現在の到達度と、今後の見通しは。また、この施設が、12月までに、概ね工事が終わらないと、稼働は無理と思えるがどうか、とのお尋ねでございます。

まず、熱回収施設・リサイクル施設の建設を行います施設建設工事の進捗状況でございますが、全体で18%、土木建築工事が40.3%、プラント工事が3.8%の工事進捗率となっております。次に、最終処分場工事の進捗率ですが、18%の工事進捗率、管理棟工事は、12月より工事を開始いたしましたして10%の進捗率となっております。いずれも1月末現在の実績でございます。どの工事も、本年12月の施設稼働に向けまして、ほぼ工程通りの進捗率となっております。今後の見通しでございますが、熱回収施設・リサイクル施設は、10月には建屋が完成し、消防検査、建築基準法によります完了検査に合格した後、試運転を開始しまして、プラント機器の能力確認、性能試験を行ってまいります。11月中には、1号炉から順に実際にごみの焼却運転を開始する予定でございます。以上でございます。

△事務局（甲田事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

来年度の新しい管理棟に入る時期はいつごろであるか。それから、人事体制につきまして、現在の資源循環施設組合、そして、津山市環境事業所、東部組合、西部組合の職員との関係などをどう整理するのか。というようなお尋ねでございます。

管理棟は、10月末に完成する予定です。その後、現在、津山市久米支所3階にあります組合事務所を管理棟内に移転いたしまして、12月の稼働に備えることとなります。移転の時期といたしましては、11月の中旬を予定いたしております。

津山圏域資源循環施設組合は、組合立の廃棄物処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附随する事務を行うこととしております。廃棄物の収集運搬は市町に残るようになります。そのため、稼働後は、資源組合には、管理運営事務を行う職員を配置いたしまして、市町には収集運搬に関する事務を行う職員が必要となります。

クリーンセンターの稼働に伴いまして、東部組合並びに西部組合の業務は、資源組合と市町との業務となりますので、両組合は解散の手続きをすることとなります。

なお、資源組合におきましては、職員は、今までどおり、構成市町からの派遣で対応する予定でございますが、クリーンセンター施設を円滑に運営するために、廃棄物処理に関する行政知識と経験を有しまして、地域の状況に精通した職員を必要としております。現在、東部組合並びに西部組合で雇用しております各1名の職員を雇用する方向で検討して

おるところでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

それぞれ答弁をいただきましたけれども、管理者から、前任者との関係で答弁もらいました。重ねてお聞きしますが、今でも、ときおり、前任者は「平成25年度施設完成、平成26年度で稼働する」と称していました。当時のクリーンセンターだよりなどに書かれています。26年度稼働はじめの予定が、宮地市長になって、「領家に決定したことへの検証」とか、地域住民との話し合い、答弁にあったような経過で2年遅れたと。その責任を問題にするという津山での市議会議員などの声もあります。管理者は、前任者と私の津山市議会でのやりとりを見聞きし、議事がストップし、前にも後ろにも動かない事態を何度か見てきたと思いますが、仮にの話です。なかなか、正確さは見えませんが、あのまま桑山体制が続いていたら、予定通りの日程で、事業が推進されていると思いますか、答えてください。

さらに、気になることがいくつかあります。管理者の答弁をお願いしますが、クリーンセンターを領家に建設するとの、かなり無謀で、強引な前任者の政治手法によって、領家町内会が分裂のような状態が生じたままです。この点では、前任者の100%責任があると思いますが、責任をとってもらえたら良いと思うんですが、なかなかそうはいきません。現在の管理者として、どう思われてどうするか答えてください。

そして歴史の検証という、今後に残される重大な課題も、正しく歴史を検証する必要があります。ややもすると、歴史というのは、プラス面、表面的な月日との課題の流れのみが事実して残されるという事になりがちですが、間違ったことをしてきた経過、それを正してきた「住民の知恵と力、パワー」などは隠れてしまいますが、将来へ、様々な今日までの動きをどう伝えていくのか、住民の会など、「反対運動の価値観」のようなものを整理していく必要があります。正しい歴史検証という点でも、そこに正しい評価が与えられなくてはなりません。歴史として伝える作業は、現代人の大切な役割だと私は思っております。宮地管理者でないと出来ない歴史検証について、何か考えがあれば答えてください。

さらに、前任者との関係で、再質問で答弁がありました。桑山さんのままであったら、どうなっていたのか、いくつかの課題がやっぱり残ります。たとえば、産廃は、隠したままで工事になっていたら、工事中に掘り起こされて、まさに工事がストップしてしまうことになっていたわけです。さらに、ヒ素や鉛が環境基準を超えて存在するという事実も隠されていました。裁判、「廃棄物施設建設差止訴訟」と「金員差止訴訟」の総括、終わったとはいえ、どうなっていくのか。桑山さんのままならたぶん、私が終えることはしなかったと。私が断言できる課題なんですね、これは。この点で、管理者は、どう思われます

か、答えて下さい。

大下副管理者へ質問いたします。敦賀訴訟に関係してですが、各組合の「解散」との関係など、副管理者の全ての方に答弁いただきました。西部組合は、答弁のような手続きで良しとなりますが、東部組合との関係で、さて、本当にそういうふうなことでできるのかなあと、ほんまに疑問なんです。奈義と勝央と津山での「東部組合の解散」という議決は、確かに議会が特別にあれこれ言わない限りできると思います。しかし、それを基礎として、「東部組合自体が解散」ということになりうるのかどうか、大下副市长も他の副管理者も言われました。「解散は出来なくなる懸念もある」とか、あるいはそれぞれ課題が提示されるかもしれんという意味合いのことも言われました。何よりも、敦賀市と裁判所が黙って「議決したことを認める」と思われますか。その点では、原告の方から見たら、被告が勝手におらんようになってしまう事になるんです。それは許されん言うて原告の方は怒っております。訴訟法では、認められないことでもあります。訴えられた法人の被告が、日本国のどの法律を適用しても、被告が勝手におらんようになることはできんです。ここは法治国家なんです。そういうことをどう思われますか。代表して、大下副管理者にお尋ねします。

次に事務局長以下次長の答弁をいただきました。日程的なことで言うと、11月という本来の本会義で、全てが間に合うのかなという感じがするということだけ言うときます。ひょっとと臨時会くらいして、施設の位置決定とか色んなことがあるんじゃないだろうかなと、答弁を聞いて思ったところです。

さて、工事の進捗に関する答弁に重ねてお尋ねします。順調に進んでいるということですから、それはそれで自信を持ってやっておられると思いますけれども、管理棟への事務所移転、職員の配置など、それぞれ計画に基づく、やるという答弁でした。私は本会議の直前に現地を歩かせてもらいました。現状をこの目で見ましたが、かなり急ピッチで最後の仕上げへ動いているなどは思いますが、さて本当にここが基準でここまでできたというのが私には見えないわけです。所長にまとめてお聞きしますが、ごみを焼く部分と管理棟、この2つの工事が稼働という点では「うまくいく」必要があります。これ以外の施設や周辺の環境整備は、いつ頃までに、どんな手段で仕上げられていきますか。完全に仕上げられるのはいつ頃になるか教えてください。そして、実際に「ごみを搬入してピットに一定量のごみを貯める。この、焼く・稼働、こういうようになっていくと思いますが、これらの時期はいつかわかれば教えてください。

そして最後に、前任者の立場を擁護しようとする勢力はいまだにあります。さっき言った通りです。新しいクリーンセンターが出来ておれば、焼却灰の持ち出しはゼロであった。少なくなったという観点から宮地さんは損をさせたという論を組んでおるわけです。平気でこのことを説明しておりますから、きっちりと答えていただきたいと思います。あのままずっと続いておったら、本当に持ちだし量がゼロで済んだんかということです。従って、現在、ごみの焼却灰を持ち出している費用と新しく出来る処理場でごみの持ち出し量と対

比して、どっちが損か得かを事務局長、教えてください。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

それでは末永議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。前管理者の姿勢が続いていたら、予定通りの工程で、事業が推進されていたと思うか、とのお尋ねでございます。

実は質問でございましたように、先般の津山市議会で、私の責任と言いますか、2年遅れた責任をどうとるんなら、という意味での質問がございました。私が管理者に就任いたしました時の新クリーンセンター建設事業につきましては、解決を図らなければならない問題が非常に大きかったということでございます。先程申し上げましたように、計画どおりに進める状況ではなかった、こういう状況でございました。従いまして私は市長当選をして、3日か4日後にですね、反対をされる方々の所に出向きまして、今までのごみの進め方等について謝罪をする、そういう中で皆様方と真摯にお話をさせていただく、こういうことで、スタートしたわけでございます。

繰り返しになりますけれども、課題が山積をしておりました当時の状況下、前管理者が、急務であるというだけで、地域の皆様方の十分なご理解を得ることもなく事業を推し進めてきたということにつきましては、私も議会等の傍聴で腹立たしく思っておったところでございます、よく見ておるところでございます。そのことがかえって事業の中断、遅延の原因になったのではないかと、このように考えておるところでございます。

以前、私は、再考を求める会の皆様方から、「建設差止め訴訟が提起されておるにもかかわらず、工事の着手、例えば杭を打つなどの、そういったことがあれば、工事の差止め仮処分をします。そこまで腹をくくっておる。」と、こういうことを言われたこともございまして、それほど厳しい状況でございました。建設差止め訴訟の判決が出るまで、工事に着手できなかった、このことも予想されるところでございます。従いまして、市議会の中で私もそういった意味での答弁をさせていただきましたけれども、私自信は先程も言いましたように、急がば回れ、と言いますか、そういったことでやったことはですね、一定の成果を得ることが出来たのではないかと。これについては末永議員の方も、本当にお骨折りいただいたと、このことについては感謝をいたしておるところでございます。

次に、前任者の政治手法により、領家の町内会が分裂の状態が生じたままでございます。現在の管理者として、どう思うか、どのように解決するのか、とのお尋ねでございます。

組合管理者に就任いたしました時に、クリーンセンター建設事業に起因いたしまして、町内会問題が生じていることを知りました。非常に心を痛めておったということについては、私が何度も答弁をさせていただいた通りでございます。

先月、正月明けには、領家の三役の皆様と話し合いの場を持ちまして、本年12月には施設が稼働するけれども、施設の直近に住んでいる方の町内会が疎遠であるといったようなことがございましたので、今後、施設の円滑な運営の支障になることも懸念をすると、いうことでございますから、何とかですね、こうした問題については、解決の方向でご尽力賜りたいと、こういうことをお願いをしたところでございます。これらについても、すぐにですね、「はい、わかりました。」ということにはなっておりませんが、粘り強い対応をですね、これからもまじめに取り組んでまいらなければならないと、このように思っておるところでございます。

それから住民の会など「反対運動」の価値観のようなものを整理して、正しい歴史として伝える作業は、我々が果たさなければならない役割と、いうことでございます。私、管理者でないと出来ない「歴史検証」についてどう思うか、とのお尋ねでございます。

クリーンセンター建設事業の推進にあたりましては、私の政治信条でございます、「住民との対話」に努めまして、建設予定地の再考を求める住民の会の皆様とも何度もお話をさせていただきましたことは、登壇で申し上げた通りでございます。

その中で私自身、住民の会の皆様の言われることについては理解をいたしております。私の申し上げることもご理解をいただき、ご協力をいただいたと、いうことでございます。しかし先程から言っておりますように、本当にね、上からぐっとこう押さえつけるやり方に対して、私は反発してきた、そういった方々のね、逆にいえば心意気もね、私の性格で言えばね、評価をする部分も多々あるんです。ですから、そういった方々が本当にいろんなことを主張をされましたけれども、主張された方の意見がね、今の建設に非常にこの取り入れられている部分もあるわけですね。そういった面から言えば、私自信は本当にこういったことを、ただ単に一部の者は反対したんだということが後世に伝えられるということだけは絶対にね、避けなきゃならん、このように思っておるところでございます。

それから前管理者のままであったら、どのようになったかは、いくつかの課題が残っておるけれども、管理者としてどう判断しているのか、とのこういうお尋ねでございます。

敷地の造成工事着手時に行った土壌調査では、熊本学園大学の中地教授のご助言をいただきまして、これまでの組合及び土地所有者が行った現行の土壌汚染対策法に準拠した調査では網羅できない、きめ細かい調査を行い、その結果に伴う対策を行ったことで、周辺住民の皆様方のご不安を、少なからず解消できたものと、このように考えております。

また、私が管理者に就任いたしました時には、2つの訴訟が提起されておりました。

金員支出差止等請求訴訟については、1月に判決が確定をいたしましたけれども、もう1つの訴訟であります廃棄物施設建設差止訴訟については、関係者の理解をいただき、取下げられた経過もでございます。

繰り返しになりますけれども、現在平成27年12月の施設稼働に向けて建設工事が進んでおりますのも、私なりに本事業へ真摯に取り組んだ成果であると、このように確信をいたしておるところでございます。以上でございます。

△副管理者(大下順正氏)

議長。

●議長(西野修平氏)

大下副管理者。

△副管理者(大下順正氏)

敦賀市と裁判所が、黙って「議決したから解散を認める」と思うか、こういったお尋ねでございます。

一部事務組合の訴訟上の地位が、組合の解散後、構成団体に承継されるといった裁判例がございますので、東部施設組合の解散が法律上は不可能ではないと考えられます。しかし解散を含めた今後の訴訟対応につきましては、組合の構成団体間で慎重に協議のうえ、判断されるべき課題であると、このように考えております。以上であります。

△事務局(上田事務局長)

議長。

●議長(西野修平氏)

上田事務局長。

△事務局(上田事務局長)

私から2点、お答えをいたします。ごみ焼却以外の施設、周辺環境整備は、いつ頃までに、どんな手順で仕上げ、完成はいつ頃か。ごみを搬入して貯めて焼く、稼働となるのは、いつ頃か、とのお尋ねです。

熱回収施設及びリサイクル施設と管理棟以外の施設は、最終処分場と還元施設があります。最終処分場は、一部外構整備は残りますが、平成27年12月の本体施設稼働に合せまして受け入れできる予定でございます。還元施設は、平成28年度の整備を計画いたしております。また、組合が直接行います調整池下流の水路整備など、周辺環境整備は、平成27年度末までに整備を行う予定でございますが、津山市・鏡野町が、財政的に有利な過疎対策事業などを利用いたしまして受け持っております環境整備事業は平成30年度末までを予定いたしております。また、ごみ受け入れは、平成27年11月中旬に開始する予定でございます。

次に、焼却灰の持ち出し費用で現施設と新しい施設の金額の比較は、とのお尋ねでございます。

津山市の環境事業所では、焼却灰は、県外に全量を埋立て処分をいたしております。環境事業所の平成25年度決算におきまして、処理量は、2,829トン、処理費用は、9,675万円でございます。津山圏域資源循環施設組合では、灰はセメント原料化として再利用する計画で、処理量は、4千トン、処理費用といたしまして1億3,975万円を見込んでおります。平成25年度数値ではございますが、環境事業所の処理費用、組合が処理する4千トンに換算いたしますと、1億3,679万円になり、ほぼ同額になると試算をいたしております。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

最後のところは意見ですけれども、ほぼ同じ数字だということをね、これからわかるようにきちっと皆に説明してもらいたいということをおきます。

さて管理者の答弁、領家町内会とか、裁判のことがありました。金員差し止め訴訟については、問題点が多い判決だったと、今でも思っておりますが、私共はあえて、「新クリーンセンター建設がここまできた。この現実の前に、これ以上当局と住民との争いは継続したくない。」この私たちの思いが控訴を断念させた。これはね、肝に銘じとってもらいたいです。控訴したら負けるけんやめたんじゃないんですよ。よく覚えとっていただきたい。ここまで現実が来とるから断念したわけです。

その事と、さて住民との「対話」あるいは、反対住民との価値感等については答弁いただきました、よろしく願いいたします。

そして領家の分裂のこと、これはお互いこれから努力です。鏡野町側にちょっとお尋ねいたします。鏡野町側では、共同申請書をしなきゃいけない立場であったけれども、半年程忘れられとったんですね。鏡野町側が。申請する時点で。「忘れられとった」ということに対して鏡野町の住民はぼっこう怒って、いわば一つの反対運動のきっかけにもなってきた。こういう経過があると思えますけれども、このしこりも、やっぱり鏡野町側も取ってもらわんといけんと思うんですよ。心名残りなんですよ、私自信も。それについて山崎さんの考え方をお尋ねしたいと思えます。

大下副管理者に裁判での関係でお尋ねいたします。経過を調べてみますと、東部組合がキンキクリーンと契約をして、持ち込む時に敦賀から断られたんですね、最初。セメント化して持って来いと。セメント化のようなことをして持って行ったと。しかし搬入する直前、平成8年から9年にかけて、福井県が現地に立ち入ろうとしても、キンキがそれを認めなんだ、拒否した。平成11年には、違法増設ということで、行政が明らかな措置に入っていた。こういう経過を見れば、東部が契約をした10から12年にかけては、もう現地ではほとんど大問題になって、受け入れ拒否状態、まあ確実じゃないんですよ。行政的には受け入れられては困る、こういう時代だったと思うんです。8月には、正式に「施設使用禁止」を出したわけですね、12年の。こういうふうな事等を含めて考えると、かなり物議を現地では呼んでおったわけです。その点の経過というのは、今は承知しておりますか、どうですか、副管理者にお尋ねいたします。

[「鏡野町側から答えてもろうて下さい。」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員のお尋ねであります。住民の会に加盟している方達、少なからずおられるわけ
でありますけども、そうでない方達のわだかまりについての解決策、というお尋ねであり
ます。クリーンセンター建設事業に起因しまして、鏡野町側にも、住民の間に「しこり」
が残っている。これについては承知をいたしておりますし、将来に大きな課題というのも
残しているというのも、事実であります。解決には時間を要すると、このように思います
けれども、解決に向けた話し合いに努めるとともに、真摯に取り組んでまいりたいと、こ
のように思っております。私共、鏡野町の町政といたしましても、多大な事業負担をし、
理解をいただくために時間を費やしてまいりました。しかし、それに未だに賛成をいた
だいていない方につきましても、今後一層、そういう機会を設けまして、一緒に手を組ん
でいきたいと、このように思っております。そういうことで答弁とさせていただきます。

△4番（末永弘之氏）

4番、ちょっとすいません。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと質問の回数が増えるんですけど、整理して質問しなおります。水嶋副管理者に、
キンククリーンが契約をした当時、かなり地元では物議を呼んでいたという経過をちょ
っとだけ言いました。これについて認識をお尋ねし、大下副管理者には、今日の時点で、キ
ンククリーンと東部との関係をくださった時分の事を知っとられるか、わかっとりますか、
と質問をしたいと思っておりますので、ちょっと申し訳ないです。

△副管理者（水嶋淳治氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい、水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

再々質問にお答えをさせていただきます。キンククリーンセンターは、かなり物議を呼
んだ現場と業者のように思えるが、東部組合との経過の認識は、今、持っているのかとい
うお尋ねでございます。

その当時、私、平成10年前後、私も町の職員でございました。それから先程ご指摘があ
った平成8年度時点は、県の方へ出向しておった関係もございまして。そういったことから、
その当時のいきさつ等については、承知いたしておりませんでした。しかしながら、その
経過につきまして、敦賀市から訴訟を提起された、その時点で、東部の組合の方から、色々
と報告を受け、私なりに調査も行いました。そして管理者会議等で、そういったことも検
討しながら、現在は、その内容について認識をいたしておりますし、勝央町の議会に対し
てもご報告をさせていただいております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者(大下順正氏)

キンククリーンと東部組合との経過の認識についてというお尋ねでございます。

ごみ処理事業に関する市町村合併協議の引継ぎにおきましては、ごみ処理方法について新しい処理施設が完成するまでは、現行の処理施設の枠組みを維持するという内容の調整が行われておりました。しかしキンククリーン問題につきましては、市町村合併時に協議されたことはなかった、このように聞いております。このため、今回の敦賀市からの訴訟提起を受けまして、調査を行い、その経過を認識したというのが実状でございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番(末永弘之氏)

それでは管理者にまたお尋ねします。資源組合、準備組合を含めて7年。長いようで短い、短いようで長いという月日です。この間、登壇でも申し上げましたけれども、本当にいろんなことがありました。領家に建設予定地を前任者が決めてから、アルネが終わった。今度はごみかなと思って、私は産業委員会から厚生委員会に変わりました。その後の津山市議会での出来事と、圏域準備組合などの出来事が、私の頭の中で行き来します。質問が断片的になって恐縮ですけれども、例えば、領家の土地に、大量の産廃を捨てたという話を聞いて、地権者の(株)エナに、何を埋めたのかを聞こうと思って訪ねた。ヒ素や鉛の実態を聞きたくて訪ねた。玄関で何と名刺の交換すら断られて拒否された。すごすごと私は帰ってきた。その為に感情的になって反対しとるんじゃないですけれども、私にとっても、人間ですから苦い感情だけは今でも残っております。

しかし、議会人としての対応というのはご承知のように、特別委員会を作って、株式会社エナから来てもらってお聞きしたことがある。何を答えたか、ヒ素や鉛のことを何で言わなんだんならと言ったら、10年前に調査票作って配つとるけんええがな、とこう言うたんですよ。どえらいことを言いました。問題ありとして申告すべきだった。それは自分がここに来てくれと、申請する立場だったんじゃないから言うべきだと言っても、ふてぶてしく、冊子を配っておるがなと過ごしてしまいました。こういう点で改めて管理者にお尋ねします。こういう瑕疵担保責任、その中で付けたわけですね。ヒ素や鉛や産廃などの。これについて、一向に責任を、今日、何度、本会議で質問しても取らそうとしません。どうされますか、これも気が残って仕方がないんで答えてください。

更に、副管理者から答弁を頂いた「組合解散」との絡みで管理者にお尋ねいたします。確かに裁判上は「組合に代わる能力を持つ人」を被告に据えたら、裁判所も原告も何も言

わんだらう。これははっきりしとんですよ。その手続きをまずはっきりせんと、いつの間にやら自然に代われるんだというようにとられるようなことは、そういう答弁でもないんですけど、そういう答弁に聞こえて仕方ありません。そういう意味では、この資源組合が被告になってあげてというのが一番便利がええんですよ、本当は。管理者。そう簡単にはいかんと思いますけどね。しかし少なくとも津山と奈義町と勝央町が責任分担して被告席に座る。あるいはそれらが別の機構を作る。こういうことが必要になってくると、いうように思えてきます。そこをどうするかという答弁があれば答えていただきたいと、こういうに思います。特別に何もせずに、自動的に代わるものじゃないということが言いたいわけです。

裁判の、かつて指摘したことがあります、キンククリーンと東部組合とを結びつけた人がおります。これは明らかになっているわけです。敦賀市にも行かれて、自分が紹介したんだという意味のことを言ったという話も伝わってきます。行政が調査すれば、そのあたりは、すぐに明らかになってくると思うんですけども、いつまでもよう分からんじゃ、本当はいけん。きちっとすべきだということを申し上げながら、さてこの、前回も言ったんですが、仲介人の責任というの、私はあると思うんですよ。例えば、キンクが暴力団がらみの会社であったという事を、知ったか知らなんだかいうことを、調べりゃわかる。重大なことを報告せずに契約させたという責任はあるんですよ。これは土地の売買だとか、家を売ったり買ったりする時だけの最高裁の判例じゃない。仲介人の持つべき責任という意味の判決なんですからね。どうしても私は、3つの自治体に加えて仲介人の責任も取るようなことをきっちり、受け皿として作るべきじゃと、こういうふうに思えて仕方がないんですけども、どういうふうに思われますか、教えてください。

暴力団排除条例というのを各自自治体、皆さん方のところにも作っていると、いうように思います。仮にですけれども、東部衛生施設組合とキンクとは契約した時、キンクが今言われているようなことが明らかになったり、地元では平成2年から明らかになっとなりますね、これが。暴力団絡みだということが。今思えば、やっぱり条例違反だと問われて私は思えて仕方がないんです。このあたり、それぞれの副管理者と管理者、どう思われますか、教えてください。それぞれの自分のとこの条例と照らし合わせて。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

質問にお答えをいたしたいと思います。今日までヒ素や鉛の調査と後始末の費用について、瑕疵担保責任を問わないまま推移しているけれども、管理者としてどう対応するのか、とのお尋ねでございます。

前所有者から土地を購入した時点では、前所有者及び組合で土壌調査を行い、双方で土

地の安全性を確認した後の土地取得であったこと。また、不適切な物は、前所有者が掘り起して運び出し適切に処理したこと。そして、建設敷地の安全のための対策は、事業を進めることに対して、安心感を持っていただくために行ったことを考えますと、その費用を前所有者に求めることは非常に難しいのではないかとこのように思っておるところでございます。

次に、組合が解散した場合の組合に代わる被告をどのようにするのか、明確な方針は、とのお尋ねでございます。

組合の解散におきましては、各議会の議決案件ではございませんけれども、事務承継についても定めておく必要がございます。事務承継には、1自治体が継承し、他の自治体も費用を負担する方法、各自治体が各々継承する方法、構成自治体で法定、或いは任意の協議会を設置する方法などがございます。いずれにいたしましても、大下副管理者の再質問答弁と同様になりますけれども、今回提起された訴訟につきましては、解散を含めた今後の訴訟対応について、組合構成団体間で慎重に協議のうえ、判断してまいらなければならないと、このように思っておるところでございます。

次に構成自治体が被告に自動的になるとの感覚で、関係する議会や住民には、知らせる必要はないという態度しかみ見えないが、それでよいのか、とのお尋ねでございます。

裁判の判例につきましては、津山圏域東部施設組合の解散が法律上は不可能ではないと考えられる旨をお答えしたものでございまして、自然に、或いは、自動的に構成団体が被告になるので、放っておくということでは決してございません。また、組合の解散にあたりまして、各構成市町の議会の議決が必要になりますので、関係いたします議会、住民の皆さま方に十分な説明が必要であると考えております。今後、東部組合管理者会におきまして、今回提起された訴訟の状況を踏まえながら、十分な協議がなされ、関係議会に諮られていくこととなります。私も、東部組合の副管理者として、十分協議をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、暴力団排除条例、津山市も圏域の各自治体も「暴力団排除条例」はあると思うが、結果論としては、自治体が利用したという、今で言えば、条例違反行為になると思わないか、とのお尋ねでございます。

東部組合が、キンキクリーンに業務を委託した時、「仲介人」と思われる方が、どのように関与されていたのか、あるいは関わっていたのかを調べてみました。そうしますと、議事録を私なりに見たんですけれども、とんでもない方の名前がね、その中に出ておると、こういうようなことございまして、これは大変なことだなど、このように思ったところでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては、管理者が途中で変わっておる、そういった異常な事態が発生をしておると、こういったこと等につきましても、今、色んな当局等も説明、捜査に入っておると、こういうことも実は聞いておるところでございます。大変おかしな問題だなど、こういうようなことございまして。

また、キンキクリーンが暴力団がらみの会社であって、当時、暴力団排除条例が構成各

自治体に整備されておれば、条例に抵触いたしますので、業務を委託することがなかったのかなど、こういうふうに思いますけれども、何がともあれとんでもないことがね、起こっておるといのは事実でございますから、これからもこれらの対応については、十分私共も心して、腹をくくってですね、いろんな面での対応をしなければならない、このように思っておるところでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

こちらの方も代表して管理者が答えたというふうに思っております。

さて、前任者との関係とか、キンキクーンの関係の答弁をもらいました。これで私のたぶん最後の質問になると思います。準備組合から通じて7年、管理者で言えば桑山さんから宮地さんへ、5年と少し宮地さんと付き合い、2人の管理者とのお付き合いでした。

たかが7年、されど7年です。今までの質問でも言いましたが、本当にいろんなことがありました。私の「資源循環施設組合議員」としての仕事はこれでなくなると思うと、何となく、一抹の寂しさも持っているのも事実であります。皆さんには、色々とお世話になったり、嫌な思いを沢山させてきたと思いますが、できれば、意のあるところは汲み取ってもらいたい。そしてこれからの行政に取り組んでいただきたい、このように思います。

最後を迎えて、「気になること」のいくつかを質問しました。それでも、皆さんの苦勞で、多少でも、例えば「再考を求める住民の会」の存在や、宮地さんになってからの、積極的な対話の中で事業が着手できた。前を向いた。反対ばかりしたわけではない。管理者の答弁で「反対ではなかった。」との言葉を残してくれました。宮地市長が生まれ、管理者になって、検証などを通じて「土地を購入されているからには、これには勝てん。他に土地を買うわけにはいかない。」領家での事業実施の道を選択したとき、細かい経過は別として、一つの歴史秘話、ヒストリアのような話ですけど、私もそれしか道はない。住民の会の活動がある限り、反対ののろしは降ろさないが、できる相談には乗る。まさに、矛盾だらけの決意を、あの日に、あの瞬間が今を生んだ。こう思うと、本当に言葉も出ない。

しかし、率直に言いまして、あの時の味は今でもあんまり良くはなかった。今でもそう思いますが、しかしこの道しかなかったんだなー、これで良かったんだなー、まさに宮地に一票入れて、桑山に勝って良かったんだなー、と心から、これは思い、自分に言い聞かせております。質問を通じて指摘した私の気になる課題を、一つ一つ誠意を持って解決にあたってほしい、こう思いますが、改めて、最後総論的な課題解決への管理者の決意をお尋ねします。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

今、末永議員の方からいろんな思いが出されました。ご承知のとおり、このクリーンセンター事業につきましては、私が組合管理者に就任当初、津山市長として検証作業を行いましたけれども、その結果を出し、議員のところに「クリーンセンター建設は、用地を購入していることから、領家を建設地にしていきたい。後戻りはできない。」ということで、副市長、当時の田口特別理事と一緒に議員にお話しをさせていただいたところでございます。あの時も議員からは、「決めるのはいい。予定地を別の場所に求めるのも、無理があるのは良く分かる。仕方ないと思うが、私は反対ののろしは下ろさない。住民の会の意見、意向は十分酌んでやってほしい。」確かそんなやりとりがあったことを思い出しております。

さて、末永議員におかれましては、これまでの永きに亘る議会人としての知識・経験から、津山市政、まちづくりだけではなく、圏域行政におきましても、いろいろな角度からのご指摘、時には厳しいお言葉、すごい迫力、剣幕での議会質問もいただいたところでございます。議員がおっしゃられますことは、津山や圏域の発展のため、そして、将来の子どもや孫にこの故郷津山を誇り感じるまちにして継承していこう、そんな思いが込められた中での、ご意見でありました。その熱い思いが私に伝わってくるところでございます。

また、執行部との車の両輪の役割を果たす観点からも、クリーンセンターをはじめ、まちの政策推進にあたっては、自ら住民との対話、調整にも乗り出していただいたり、住民と組合、或いは市役所との橋渡しも務めていただきました。

本当に頭が下がる思いでございまして、感謝し、敬意を表するものでございます。

そして、改めて、このクリーンセンター建設、津山市にとりましても、圏域にとりましても、永礼市長時代からの懸案事項であり、私もその業務にも携わったことがございますけれども、議員をはじめ関係者の皆さん、なかでも住民の会の皆さんや地元の皆さんのご意見をいただく中で、ここまでやってこられたことができたところでございます。

これまで議員からいただきましたご意見、あるいはまたご提言を大切に、まずは稼働に向け精一杯取り組んでまいろうと、このように思っておるところでございます。

私自信、就任をいたしまして5年になるところでございますけれども、本当に先程申し上げましたように、厳しいご意見等もございまして、大変色々苦勞もしてきたところもあるわけでございますけれども、どうぞこれからもですね、一つ体には留意されまして議会活動に全力で取り組んでいただきたいと、このことを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永議員を指名をいたしますが、時間がきておりますので、なるべく簡潔にお願いします。

△4番（末永弘之氏）

いよいよ最後の最後です。残りがもうありません。議長から注意がありました。各議案に対するまず討論から申し上げさせてもらいます。色んなことを加味して珍しいことです。全ての議案に賛成すると、まず申し上げておきます。

申し上げるまでも無く、20年来の願望にも等しい事業が完成する道を作りだした訳です。何でも賛成する。自分の利益とも関係して、事業推進だけを急がせる。そんな「賛成者」ばかりの自治体、事業でしたら、同じ物を作っても、平均的で、まあまあ一の出来栄えとしかありませんが、それでも、批判の意見があったり、反対意見がある中で、市長もちょっとそれらしい答えをしました。まさに苦勞してもがきにもがきながら、反対者を説得していく。そこで新しい方策を思考していく。話し合いに応じて、できる部分は改善していく。まさに努力がそこに報われる方向が出てくる。いわゆるよく言われる「らせん状の前進」がそこにあるんです。一直線では物事はよくなりません。世の中の本当の流れを作っているのは、らせん状の発展しかないんです。その点を考えると、現状は、まさに感無量です。これからも、抜かりの無いように、十分に、周辺地域住民、市民の声など大切にしながら、事業の推進と実際の運営にあたっていただきたい。この旨を強く要望して、長い間お世話になりました。最後のお礼と挨拶をして終わります。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

以上で4番、末永弘之君の質問を終わります。

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております、日程第4の11議案につきましては、申し合わせにより、議案第7号、議案第8号を、順に採決し、議案第9号から議案第16号までの8議案を一括で採決し、最後に、議案第17号の採決をいたします。まず、議案第7号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第8号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14名)

●議長（西野修平氏）

起立全員でございます。よって、第8号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第9号から議案第16号までの8議案について採決いたします。

お諮りいたします。これらの8議案については、原案のとおり可決することに賛成諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14 名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第 9 号から議案第 16 号までの 8 議案については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第 17 号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14 名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第 17 号については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 6 議案第 18 号「津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。本案は本日提出され、お手元に配布のとおりであります。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。議案第 18 号、「監査委員の選任について」につきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に鷹取渡氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項及び組合同規約第 14 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いいたしますのでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は、ただいまお聞きのとおりであります。お諮りいたします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。これより議案第 18 号について、採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり同意することに決しました。
本定例会に付議されました案件の審議は、以上で終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席をいただき、またただ今は提案した議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。今後とも、津山圏域クリーンセンターの施設完成に向けて最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほど、心よりお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。本日は、大変ご苦勞様でございました。

●議長（西野修平氏）

これをもちまして、平成 27 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会といたします。本日は大変ご苦勞様でした、ありがとうございました。

午後 0 時 22 分 閉会

地方自治法 1 2 3 条 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合 議員 近藤吉一郎

津山圏域資源循環施設組合 議員 三船勝之

平成 27 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 27 年 2 月 20 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑 一般質問	1	末 永 弘 之	1. クリーンセンターの課題と展望 (1) 過去の総括 (2) 残された課題	管理者 副管理者 事務局長 他